

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成29年 3 月 21 日

火 曜 日

号 外

目 次

監査委員公告

○富山県職員措置請求の監査結果の公表

1

公 告

富山県職員措置請求の監査結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 242条第 1 項の規定に基づく住民監査請求の結果を同条第 4 項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成29年 3 月 21 日

富山県監査委員 中 山 喜 徳

富山県監査委員 上 田 信 雅

第 1 監査の請求

1 請求人

富山市婦中町地角 1 8 水間 哲二

富山市婦中町笹倉 3 区 4 4 小澤 浩一

高岡市赤祖父 7 8 2 森田 美英子

富山市八尾町黒田 5 4 4 - 2 松永 定夫

2 請求書の提出

平成29年 1 月 18 日

3 請求の内容（原文に沿って記載。ただし、項目番号の付け替え等を行った。）

(1) 請求の要旨

平成28年10月6日の告示、23日投票に係る知事選挙において石井隆一候補、米谷寛治候補らが選挙ポスターの枚数を掲示板の設置箇所数より過大に作成し選挙事務所など選挙ポスター掲示以外に流用していた。

即ち、両候補は県選管が認めていない掲示板以外の枚数も含めたポスター枚数の契約書を作成し、選挙公営公費の助成請求を行った件について選挙管理委員会の課長 竹内延和、課長補佐 伊藤彰彦、係長 杉原英樹らは十分な審査及び注意義務を怠り、掲示板の他に流用したポスター水増し枚数分の選挙公営公費助成金を不当に支払ったものである。

又、行政側の公費助成申請受理審査に於いては、申請相手が県議や首長（知事）であろうとも厳正なチェックが伴わないと相互馴れ合いの疑いは免れません。

(2) 請求理由

ア 選挙ポスターの公費助成枚数は掲示板の2倍まで枚数を認めている制度であるが、平成28年9月16日に開催された知事選挙立候補予定者事務説明会の質疑応答において、県選管の説明では掲示板の他に選挙ポスターを流用してはならないと明言している。

更に、一昨年4月の県議会議員選挙において富山市第2選挙区から立候補した私（松永定夫）に対しても同様に、富山県選挙管理委員会の職員は選挙法の書籍で根拠を示しポスター掲示板の他の目的に選挙ポスターを使用することは認められていないと明言していた。

故に県選挙管理委員会は、同選挙ポスター公費助成費の水増し請求、過払いについて十分認識していたはずであるにも関わらず、十分な精査を怠り請求を安易に認め、受理し、選挙公費助成費を不当に支出した責任は免れない。

イ 石井隆一候補はテレビ報道の中で選挙運動箇所と思われる場所において多くの同ポスターの掲示が確認出来た故に掲示板以外に流用したと断定できる。

ウ 昨年10月告示の選挙において石井候補は 2,362の掲示板箇所に対して 3,000枚、5年前の選挙では 4,000枚分の公費助成を請求。

米谷候補も同様に昨年10月告示の選挙は 3,300枚、5年前の選挙では 3,200枚分と両候補共に掲示板に必要な枚数と著しく異なり、過大な枚数の公費助成費を請求していたものである。

エ 昨年、県議会議員が政務活動費を書籍やガソリン代など虚偽の不正請求から返金に至る数々の事件報道を垣間見、更には、公務員に課せられている刑事訴訟法第 239条 2 項において「官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。」と告発の義務があります。

オ 県選挙管理委員会は、掲示板の他に流用したのでなければ掲示板からの剥がれや破損などに何枚使用したか等の聴取を得て過剰な請求枚数の根拠を明確にした上で選挙公営公費助成費の請求を受理しなければならない。

よって、監査委員は、知事、選挙管理委員、選挙管理委員会職員に対して昨年10月執行の知事選挙に係る両陣営が安易に選挙ポスターを掲示板以外に流用し、以ってポスター枚数を過大に契約し、公営公費助成額を騙し水増し額を県に請求出来ない、選挙助成制度改正の措置を講ずるよう勧告すること、並びに、前記、他の用途に選挙ポスターを流用、水増し請求を受理した公営公費助成損害額相当の損害賠償をするよう勧告する事を請求する。

(3) 添付書類・事実証明書

ア 知事選挙の両候補陣営のポスター作成に係る契約書	2 枚
イ 知事選挙翌日のテレビ報道録画を写した写真	1 枚
ウ 富山県知事選挙立候補予定者事務説明会日程	1 枚

右地方自治法第 242条第 1 項の規定により、事実証明書を添え必要な措置を請求します。

第 2 監査委員の除斥

本件請求において、県議会議員から選任された監査委員は、富山県議会議員及び富山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成 6 年富

山県条例第 1 号。以下「条例」という。) で定められた公費負担制度の適用を受けることから、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「自治法」という。) 第 199 条の 2 の規定により、監査に加わらなかった。

第 3 監査の実施

1 監査対象事項

平成 28 年 10 月 23 日に執行した富山県知事選挙における選挙運動用ポスター作成費の公費負担に係る支出について、請求人が職員措置請求において摘示し、自治法第 242 条の要件を満たしているものを監査対象事項とした。

なお、請求理由のウに記載された 5 年前の選挙(以下「平成 24 年選挙」という。)に係る部分については、同条第 2 項による請求の期限(行為のあった日又は終わった日から 1 年以内)を経過し、かつ、請求できなかった正当な理由も示していないこと、また、請求理由のエに記載された、公務員による刑事告発の義務については、同条第 1 項に規定する必要な措置に該当しないことから、監査対象事項としなかった。

2 監査対象機関

経営管理部市町村支援課(以下「市町村支援課」という。)及び富山県選挙管理委員会(以下「委員会」という。)

3 監査対象機関の陳述

市町村支援課及び委員会に陳述を求めたところ、平成 29 年 2 月 8 日付けで陳述書の提出があり、その内容は概ね次のとおりであった。

(1) 選挙運動用ポスター作成の公費負担制度の概要について

ア 法令等の定め

(ア) 公職選挙法の定め

都道府県知事の選挙においては、公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号。以下「公選法」という。)第 143 条第 1 項第 4 号の 3 に規定する個人演説会告知用ポスター及び同項第 5 号に規定する選挙運動のために使用する

るポスター（以下「選挙運動用ポスター」と総称する。）を同条第3項において公選法第144条の2第1項の規定により設置されたポスターの掲示場ごとに候補者1人につきそれぞれ1枚に限り掲示することを認めている。そして、公選法第143条第15項において、都道府県の長の選挙について、都道府県は、同条第14項の規定に準じて条例で定めるところにより、選挙運動用ポスターを無料とすることができる旨規定する。

(イ) 富山県における公費負担制度

上記(ア)の規定を受けて、富山県（以下「県」という。）においては、条例及び選挙運動の公費負担に関する規程（平成6年富山県選挙管理委員会告示第17号。以下「規程」という。）により、次のように公費負担の制度（以下「公費負担制度」という。）が定められている。

- a 富山県知事選挙における候補者（以下「候補者」という。）は、当該候補者に係る供託物（公選法第92条第1項の規定により供託したもの。以下「供託物」という。）が公選法第93条第1項等の規定により県に帰属することとならない場合に限り、条例第12条各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額に選挙運動用ポスターの作成枚数（当該作成枚数が、富山県知事選挙が行われる区域（以下「選挙区域」という。）におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数を超える場合には、当該2を乗じて得た数）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる（条例第10条及び第12条）。
- b 条例第10条の適用を受けようとする候補者は、ポスターの作成を業とする者（以下「ポスター業者」という。）との間において選挙運動用ポスターの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない（条例第11条）。
- c 県は、上記bの届出をした候補者が上記bの契約に基づき当該契約の相手方であるポスター業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価に作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙区域におけるポスター掲示場の数に

2 を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、) を乗じて得た金額を、当該ポスター業者の請求に基づき、当該ポスター業者に対し支払う。ただし、当該作成単価が次の算定方式により算定した金額を超える場合には、次の算定方式により算定した金額を作成単価とする（条例第12条）。

(a) 当該選挙区域におけるポスター掲示場の数が 500 以下である場合
525円 6 銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に 310, 500 円を加えた金額を当該選挙区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1 円未満の端数がある場合には、その端数は、1 円とする。(b)において同じ。)

(b) 当該選挙区域におけるポスター掲示場の数が 500 を超える場合
27円50銭にその 500 を超える数を乗じて得た金額に 573, 030円を加えた金額を当該選挙区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額

イ 公費負担制度の手續及び公金支出

(ア) 公費負担制度の手續の詳細

公費負担制度に関し、規程により次のとおり手續が定められている。

- a 候補者は、ポスター業者との間において選挙運動用ポスター作成に関する有償契約を締結した場合には、ポスター作成契約届出書に当該契約書の写しを添えて委員会に提出する。
- b 候補者は、公費負担を受けようとする選挙運動用ポスターの作成枚数が、公費負担の対象枚数の範囲内であることの確認を受けるため、ポスター作成枚数確認申請書を委員会に提出することにより申請する。
- c 委員会は、b の申請に基づき、公費負担の対象枚数の範囲内であることを確認した後、ポスター作成枚数確認書を候補者に交付する。
- d 候補者は、ポスター作成枚数確認書をポスター業者に提出する。
- e 候補者は、ポスター作成証明書を作成し、納品書等の選挙運動用ポスターを作成した実績を証する書類の写しを添えてポスター業者に提

出する。

- f ポスター業者は、請求書にポスター作成枚数確認書、ポスター作成証明書及び納品書等の選挙運動用ポスターを作成した実績を証する書類の写しを添えて富山県知事に提出し、代金を請求する。この際、所定の書式による請求書には、(a)選挙区域のポスター掲示場数、(b)選挙運動用ポスター作成の有償契約における作成金額（単価、枚数及び金額（単価と金額の積））、(c)公費負担の基準限度額（単価の上限額、枚数の上限及び上限金額（単価の上限額と枚数の上限の積））、(d)請求金額（(b)記載の単価と(c)記載の単価とのうちいずれか低い金額と(b)記載の枚数と(c)記載の枚数とのうちいずれか少ない枚数との積）を記載することとされている。

(イ) 富山県における公金支出

県は、(ア)の手續に従い必要な書類が提出されているかを書面審査し、供託物が県に帰属することとならないことを確認のうえ、ポスター業者に所定の金額を支払う。

(2) 請求理由のアについて

請求人らが言及している委員会の職員による説明というのは、上記(1)のアで述べた内容を説明したものであると推察されるが、そのことをもって委員会が平成28年10月23日執行の富山県知事選挙（以下「本件選挙」という。）において選挙運動用ポスター作成の公費負担の水増し請求や、過払いについて認識していたという根拠にはなりえない。

また、公費負担制度における県（及び委員会）の審査においては、選挙運動の自主性を尊重する立場から、提出された書類を基に、公費の請求が条例第12条各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額に選挙運動用ポスターの作成枚数（当該作成枚数が、選挙区域におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数を超える場合には、当該2を乗じて得た数）を乗じて得た金額の範囲内かどうかを審査し、その内容に特段の疑念を抱かしめる記載がない以上、特にその真偽や相当性について調査することなく、定められた限度額内でポスター代金を支払うことが許容されると解され

ている。（平成14年1月23日名古屋高等裁判所判決及び平成26年10月30日福岡高等裁判所判決を参照。）そして、県（及び委員会）が本件選挙において提出された書類を審査したところ、特段の疑念を抱かしめるような記載は確認できなかった。

以上のことから、請求人らの主張は失当である。

(3) 請求理由のイについて

(2)で述べたとおり、県（及び委員会）は公費負担制度において、条例及び規程に基づき提出された書類を審査することにより適正な請求かどうかを判断すれば足りるものであり、作成された選挙運動用ポスターが実際どのように使用されたかを調査及び確認する規定はなく、またその義務もない。そして、県（及び委員会）が、本件選挙において提出された書類を審査したところ、特段の疑念を抱かしめるような記載は確認できなかった。

また、請求人らが主張する石井候補がポスター掲示場以外で使用したポスターが、公費負担制度の対象とされたものか、それ以外の負担によるものかは不明であり、公費負担で作成した選挙運動用ポスター（以下「公営ポスター」という。）を流用したとの請求人らの主張は証拠に乏しい。

(4) 請求理由のウについて

条例は、公営ポスターの枚数を、選挙区域におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数までと規定するのみで、対象となる枚数を現にポスター掲示場に掲示する枚数に限定し掲示しなかった枚数に相当する額を返還させることなどは規定していないことからすれば、本件選挙における公営ポスターの枚数がポスター掲示場の数を超えているからといって、ポスター掲示場数を超える枚数分の作成費用が直ちに過大な請求であるということとはできない（ポスター掲示場の数を超えて選挙運動用ポスターを作成することに関しては、平成26年12月25日名古屋高等裁判所判決において前述のとおり判示されている。）。

したがって、過大な公費負担を請求したという請求人らの主張は失当である。

なお、請求人らは、平成24年選挙においても選挙運動用ポスターに関し過

大な公費負担の請求があった旨主張するが、自治法第242条第2項において、住民監査請求は、正当な理由がある場合を除き、請求の対象とする行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができない旨規定されている。しかし、平成24年選挙における選挙運動用ポスター作成の公費負担の支出日は平成24年11月29日であり、本件請求の日である平成29年1月18日時点で明らかに1年以上経過していること、また、1年以上を経過して本件請求を行ったことについて正当な理由も示していないことから当該主張については住民監査請求の要件を満たしていない。よって、請求人らの主張のうち、平成24年選挙に係る部分については特段の陳述は不要と解する。

(5) 請求理由のエについて

(2)及び(3)で述べたとおりであり、本件選挙において提出された書類を審査したところ、特段の疑念を抱かしめるような記載は確認できなかった。

したがって、犯罪があると思料する要素はないことから、委員会の職員に刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条第2項における告発義務が生じる余地はない。

(6) 請求理由のオについて

(4)で述べたとおり、条例は、公営ポスターの枚数を、選挙区域におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数までと規定するのみで、対象となる枚数を現にポスター掲示場に掲示する枚数に限定し掲示しなかった枚数に相当する額を返還させることなどは規定していないことからすれば、本件選挙における公営ポスターの枚数がポスター掲示場の数を超えているからといって、ポスター掲示場数を超える枚数分の作成費用が直ちに過大な請求であるということとはできない。

(7) 以上のとおり、県（及び委員会）は公費負担制度において、条例及び規程に基づき提出された書類を審査し、特段の疑念を抱かしめるような記載の有無を確認すれば足りるものであり、請求人らの主張は失当である。

4 請求人の証拠の提出及び陳述

自治法第 242 条第 6 項の規定に基づき、平成 29 年 2 月 20 日、請求人に対して新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、「知事選挙公費助成の措置請求書に係る意見陳述書」と題する書類の提出とともに、請求人のうち 3 名から陳述があり、その内容は概ね次のとおりであった。

- (1) 昨年 10 月 23 日執行の知事選挙において両陣営は、公費助成制度を悪用し、公費助成費を過大に請求、違法に公費受給した事は本年 1 月 18 日提出の職員措置請求の請求理由で網羅したところである。選挙ポスターの流用並びに同水増し請求を否定する言い訳を模索するならば、別件の契約に基づき購入を行ったなどでっち上げを行うことも想定できるが、公費を不正受給していないと反論するには、正当な使い方について実効性を証明しなければならない。故に、捜査当局が立件するまでもなく明白な違法行為である。本件措置請求に対して厳正な監査を求める。
- (2) 県知事がポスターを必要以上に作成して、税金の無駄遣いをしている。県知事として知らないはずはないのに、選挙応援会場においてポスターを何枚も違法に使用している。上記県知事の行為について、厳正で公明正大なる監査をお願いする。
- (3) 委員会、委員会職員は平成 27 年 4 月執行の県議会議員選挙及び平成 28 年 10 月執行の知事選挙に係る立候補予定者事務説明会の質疑応答の席で、選挙ポスターの使い方について、掲示板以外の流用を認められるか否かについての言質確認を求められ、また、過去の選挙で過剰なポスター枚数契約や流用疑惑について疑いを示唆され、かつ、私が同件に関して警鐘していた経緯を客観的に見るならば、今回の職員措置請求に係る水増し、違法請求は受理できなかったはずである。委員会職員が従前と同じように漫然と請求を受理した行為は、請求の合法性を過信し昨今の富山県議、富山市議に係る不祥事、政務活動費不正請求を教訓とせず、言語道断。注意義務違反行為であり、行政公務員（県職員）に対する県民からの叱責は免れない。以上、県政の過ちを正し正道へ舵を切るべく厳正な監査を求める。

5 監査対象機関への監査

市町村支援課及び委員会から、関係書類の提出及び説明を受けて調査を行うとともに、平成29年2月28日、市町村支援課及び委員会に対する監査を実施した。

6 関係人調査

公選法で提出が義務付けられた、石井候補の選挙運動費用収支報告書（以下「収支報告書」という。）の提出者（出納責任者）に対し、自治法第 199 条第 8 項の規定に基づく関係人調査を行ったところ、平成29年2月28日付けで書面による回答を得た。

第 4 監査対象事項に係る主な事実関係

1 公営ポスターに係る支払いの手続き等について

(1) ポスター作成契約届出書について

平成28年10月6日及び同年10月11日に、候補者から委員会へポスター作成契約届出書がそれぞれ提出された。なお、届出書に添付されたポスター作成契約書には、石井候補については 3,000枚、米谷候補については 3,300枚を作成する旨の記載があった。

(2) ポスター作成枚数確認申請書について

平成28年10月6日及び同年10月24日に、候補者から委員会へポスター作成枚数確認申請書がそれぞれ提出され、委員会は、候補者へポスター作成枚数確認書の交付を行い、候補者は、ポスター業者へポスター作成枚数確認書を提出した。

(3) ポスター作成証明書について

候補者は、ポスター作成証明書を作成し、納品書等の選挙運動用ポスターを作成した実績を証する書類の写しを添えてポスター業者に提出した。

(4) 請求書について

平成28年11月21日に、両候補者のポスター業者から富山県知事あてに、請求書（請求内訳書、ポスター作成枚数確認書、ポスター作成証明書及び納品書(写)を添付）が提出された。

なお、納品書(写)より、両候補者ともポスター作成契約書に記載のとおり
の枚数の納品が確認された。

(5) 支払いについて

市町村支援課は、必要書類の有無や請求額を確認するとともに、供託物が
県に帰属していないかを確認し、供託物が県に帰属せず公費負担の対象とさ
れた両候補者のポスター業者に対し、平成28年12月7日に公費負担分を支払
った。

以上、「平成28年10月23日執行富山県知事選挙ポスターの作成に係る公営費
用」に関する支出負担行為及び支出決議書の内容を確認したところ、条例、規
程及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）に基づき適正に支払われ
ていたほか、提出された書類には、特段の疑念を抱かせるような記載は確認
されなかった。

なお、掲示場数については、「平成28年10月23日執行富山県知事選挙ポスタ
ー掲示場設置場所一覧表（その1）及び（その2）」により2,362箇所と確認
し、供託物が県に帰属することとならないことについては、「平成28年10月23
日執行富山県知事選挙録」、「供託物に関する調」等により確認した。

2 公営ポスターに係る掲示の制限等について

公選法第 143条第 4 項において、「第 1 項第 5 号の規定により選挙運動の
ために使用するポスターは、同条第 8 項の規定により設置されたポスターの
掲示場ごとに公職の候補者一人につきそれぞれ一枚を限り掲示するほかは、
掲示することができない。」と規定されている。

また、平成28年9月16日に富山県民会館で開催された富山県知事選挙立候
補予定者事務説明会（以下「立候補予定者事務説明会」という。）において
委員会が配付した資料「平成28年執行 富山県知事選挙 選挙公営に関する
手続き」の15ページには、「公費負担の対象は、各市町村選挙管理委員会設
置のポスター掲示場に掲示するための選挙運動用ポスター及び個人演説会告
知用ポスターの作成に要した費用に限られます。」と記載されている。

3 掲示場以外で掲示された選挙ポスターについて

請求人が、流用事実を証明する書類として提出した「イ 知事選挙翌日のテレビ報道録画を写した写真（以下「証明写真」という。）」により、石井候補の演説会場と思われる場所にポスターが掲示されていたことは確認できる。

この点について、委員会に意見を求めたところ、石井候補は、本件選挙運動に係る収支報告書において、公費負担制度によらないポスター（以下「私費ポスター」という。）の作成費用を報告しており、そのポスターの可能性もあるとのことであった。

このため、当該私費ポスターについて関係人調査を実施したところ、作成目的は個人演説会場等の室内掲示用であり、作成枚数は 1,500 枚、デザインは公営ポスターと同じで、サイズは縦41 c m×横39 c mである旨の回答を得た。

また、委員会に提出された当該収支報告書には、私費ポスターの費用 145,200 円が記載されており、かつ、市町村支援課が保存する石井候補の公営ポスターのデザインは、証明写真のポスターに酷似し、サイズは縦41.5 c m×横39.6 c mと、関係人が回答した私費ポスターとほぼ同じであった。

第 5 監査の結果

請求人から提出された請求書、請求人及び監査対象機関の陳述、実施した監査及び調査内容を踏まえ、監査対象とした事項について、合議により次のように決定した。

1 監査対象事項についての判断

(1) 過大な請求及び掲示場以外への流用があったとの主張について

ア 請求人は、両候補者が掲示場に必要枚数と著しく異なり、過大な枚数の請求を行っていたと主張するが、条例は、第10条において、公営ポスターの枚数を、選挙区域におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数までと規定するのみで、掲示しなかった枚数に相当する額を返還させるなどとは規定しておらず、本件選挙において両候補者が請求の対象とした枚数は、ともに規定の範囲内であることから、過大な枚数を請求していたとの指摘は当たらない。

このことは、平成26年12月25日名古屋高等裁判所判決においても、「公営条例は、その対象となる選挙ポスターの枚数を候補者の立候補するポスター掲示場数に2を乗じた数（規定枚数）までと規定するのみで、対象となる枚数を現にポスター掲示場に掲示する枚数に限定し掲示しなかった枚数に相当する額を返還させるなどは規定していないことからすれば、本件各候補者等らが本件公費負担制度を利用して作成した選挙ポスターの枚数がポスター掲示場数を超えているからといて、ポスター掲示場数を超える枚数分の作成費用が直ちに違法な水増し請求であるということとはできない。」と判示されている。

イ 請求人は、石井候補が公営ポスターを掲示場以外に流用したと断定しているが、立候補予定者事務説明会において、委員会から公費負担制度について周知が図られていたことに加え、石井候補が、個人演説会場等での掲示を目的として、デザインやサイズが公営ポスターに酷似した私費ポスターを作成した事実は明白であり、かつ、作成枚数（1,500枚）も演説会場での掲示には十分な枚数と考えられることから、「証明写真」に写っていたポスターは、私費ポスターであると考えるのが相当である。

よって、石井候補が、公営ポスターを掲示場以外に流用していたとの指摘は当たらない。

(2) 請求根拠の審査が不十分であり、公費負担制度を改正すべきとの主張について

ア 請求人は、市町村支援課及び委員会が、十分な精査を怠り、請求を安易に認め、受理し、公費を不当に支出したと主張するが、市町村支援課は、条例及び規程に基づいて提出された書類について、必要な審査を十分行っており、審査の不備から公費を不当に支出したという指摘は当たらない。

また、候補者から提出された必要書類の審査において、その内容に特段の疑念を抱かせる記載がない以上、特にその真偽や相当性について調査する必要がないことについては、平成14年1月23日名古屋高等裁判所判決において、「ポスター作成にどの程度の費用をかけるかは本来候補者が自由に決定すべきものであり、地方公共団体としては、できるだけかかる自

由を尊重すべきものと考えられること、ただ地方公共団体としては、一定の負担限度額を定めておけば公費負担の趣旨を損なうおそれは小さいと考えられること、かかる公費負担の事務手続は、短期間内に大量かつ集中的に処理される必要があること、などを考慮したものと解され、これによれば、前記各法令は、愛知県が候補者から提出された必要書類を審査し、その内容に特段の疑念を抱かしめる記載がない以上、特にその真偽や相当性について調査することなく、定められた限度額内でポスター代金を支払うことを許容しているものと解するのが相当である。」と判示されている。

イ 請求人は、ポスター枚数が過大に契約し、水増し額を県に請求できないよう公費負担制度を改正すべきと主張するが、前述(1)のとおり、過大な請求があったとは言えず、流用も確認できなかった。また、市町村支援課及び委員会は、条例及び規程等に基づく必要な審査を十分に行っており、違法又は不当な公金の支出は生じていない。さらに、前述した平成14年1月23日名古屋高等裁判所判決において、「(再掲)地方公共団体としては、一定の負担限度額を定めておけば公費負担の趣旨を損なうおそれは小さいと考えられること、かかる公費負担の事務手続は、短期間内に大量かつ集中的に処理される必要があること」が認められていることなどから思料すれば、制度改正が必要との指摘は当たらない。

以上により、本件選挙運動用ポスター作成費に係る公費負担において、過大な請求及び掲示場以外への流用があったとの主張並びに請求根拠の審査が不十分であり、公費負担制度を改正すべきとの主張については、いずれも理由がないものと判断する。

なお、流用等による水増し請求に係る損害を賠償すべきとの主張についても、前述のとおり、理由がないものと判断する。

2 結論

以上のことから、請求人による本件請求には理由がなく、これを棄却する。

